

## 蒲郡市随時検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市工事検査要綱（昭和53年4月1日施行）第4条に規定する工事の施工の途中において、契約検査課長が必要と認めたときに行う検査の完了について必要な事項を定めるものとする。

(随時検査の対象工事)

第2条 随時検査の対象となる請負工事(以下「工事」という。)は、設計金額が200万円以上の工事のうち契約検査課長が選定するものとする。

(随時検査の内容)

第3条 随時検査は、粗雑工事の防止等のため、別表に定める基準に基づき低入札価格契約、完了時に確認が困難なとき、大規模工事で中間検査対象箇所以外等契約検査課長が必要と認める工事を検査するものです。

2 随時検査の実施時期は、工事の進捗状況を考慮し、適切な時期に行うものとする。

(随時検査の実施方法)

第4条 契約検査課長は、随時検査を必要と認めた場合、工事検査通知書で工事担当課長に通知するものとする。また次に掲げる事項については、請負者(現場代理人、主任(監理)技術者を含む。)及び工事担当課へ事前に通告することなく行うものとする。

- (1) 工事の施工体制の確認
- (2) 工事の安全管理の状況
- (3) 工事の工程管理の状況
- (4) その他契約検査課長が必要と認めるもの

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

随時検査実施基準

実 施 基 準	運 用 基 準
1 完了検査時に、水中又は土中に没し、 明視できない当該工事の主たる構造物	水中又は土中に没する前
2 完成検査時に、躯体に没し、目視でき ない当該工事の主たる構造物	躯体に没する前（配筋完了コンクリート打 設前）
3 天井、壁等仕上げ材に隠蔽される箇所 の当該工事の主たる構造物	隠蔽される前
4 高所又は低所の施工箇所で完了検査時 に確認困難なもの	足場撤去前
5 特殊又は重要な工作物で確認が必要で あると思われるもの（工場検査を含む）	契約検査課長が必要と認めるもの
6 その他	契約検査課長が必要と認めるもの